平成２９年（フ）第４０９８号
大阪府四條畷市南野４丁目７番15号
債務者　西村　昇栄
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０３号
大阪府大東市灰塚４丁目13番10号　レインボー大東203、住民票上の住所大阪府門真市江端町５番３－８号
債務者　秋山　達也
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１７５号
大阪府豊中市北条町１丁目12番３－102号
債務者　八束　照子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１７号
大阪市西区南堀江４丁目２番９－702号、前住所大阪市浪速区塩草１丁目４番12号
債務者　山下　千春（旧姓糟谷）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０９号
大阪府門真市本町28番５号
債務者　谷村　恒夫
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３３３号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番６－503号
債務者　柳原　清二
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３５７号
大阪市都島区都島南通２丁目１番57－203号
債務者　工藤　　恵
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４２号
大阪市旭区清水４丁目８番７号　グリーンシティ21　308
債務者　吉田　大作
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４４５号
大阪市淀川区塚本４丁目16番34号　メゾンデール塚本　303号
債務者　大坪　達典
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４５８号
大阪府豊中市豊南町西３丁目15番８号
債務者　平川　信二
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４６０号
大阪市住吉区長居１丁目３番28号　シャレール長居　106号
債務者　芝　　博司
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
北海道岩見沢市日の出北２丁目11番２号　岩見方
債務者　村田　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１８５号
茨城県古河市鴻巣619番地１　レンタルハウス小倉Ｃ、住民票上の住所茨城県土浦市神立町2511番地１　協和マンション201号
債務者　石川　　毅
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８６号
茨城県古河市鴻巣619番地１　レンタルハウス小倉Ｃ
債務者　石川　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３０号
群馬県太田市富沢町168番地　ビクトリーマンション103号、前住所群馬県太田市由良町933番地７
債務者　髙田　慎介
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０３３号
愛知県小牧市中央３丁目200番地２　サンパーク伊藤303号、従前の住所名古屋市北区玄馬町99番地　パレス玄馬202号
債務者　村瀬　由仁
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部